

NEWS RELEASE

平成25年7月31日
一般社団法人 信託協会

教育資金贈与信託の契約数は18,206件

新規設定額合計は1,246億円に

(平成25年6月末現在)

一般社団法人 信託協会（会長 若林 辰雄）では、今般、平成25年6月末の教育資金贈与信託の受託状況をとりとめました。

教育資金贈与信託の契約数は18,206件（前月末比8,489件増、87.4%増）、新規設定額合計は1,246億円（前月末比566億円増、83.2%増）となっています。

取扱い開始以来、3ヶ月間が経過しましたが、多くの方々にご利用いただき、順調なすべり出しとなっております。

<教育資金贈与信託の契約数・新規設定額合計の推移>

(件、億円、%)

	H25年4月末	H25年5月末	H25年6月末	前月末比 増減数(額)	前月末比 増減率
契約数(注)	3,797	9,717	18,206	8,489	87.4
新規設定額合計	242	680	1,246	566	83.2

(注) 1受益者1契約が法令上の要件。ただし、1受益者に対して委託者が複数存在する場合があります、その場合には委託者ごとに契約数をカウントしています。

教育資金贈与信託について

高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、消費拡大を図り教育・人材育成をサポートする観点から、平成25年度税制改正により教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が導入されました。

教育資金贈与信託とは、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500万円を限度として贈与税が非課税になる信託です。

本件に関する照会先：

(一社) 信 託 協 会

総務部 (広報担当) 兼田

業務部 藤田

電話 03-3241-7130